

令和7年第16回（5月）川俣町農業委員会定例総会会議録

令和7年5月16日（金曜日）午後1時30分開会

1. 応招（出席）委員は次のとおりである。

1 番 高 橋 亨 君	2 番 佐 藤 朋 子 君	3 番 安 田 泰 良 君
4 番 廣 野 忠 次 君	5 番 伊 藤 正 清 君	6 番 佐 藤 眞 一 君
7 番 佐 藤 吉 彦 君	8 番 菅 野 儀 政 君	9 番 齋 藤 勝 士 君
10 番 間 律 子 君	11 番 谷 田 部 広 好 君	12 番 遠 藤 政 信 君
13 番 菅 野 幹 雄 君	14 番 齋 藤 広 幸 君	15 番 大 内 勇 人 君
16 番 落 合 啓 好 君	17 番 菅 野 利 則 君	18 番 菅 野 朝 夫 君
19 番 高 橋 忠 俊 君		

2. 不応招（欠席）委員は次のとおりである。

なし

3. 説明のため出席した事務局職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	穴 沢 幸 也 君	事 務 局 次 長	菅 野 健 一 君
農 地 係 長	酒 井 可 南 子 君		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案の上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（許可）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案審議

議案内容説明・質疑・討論・採決（議案第1号～第2号）

会 議 の 経 過

○議長（菅野儀政君） ただいまから第16回川俣町農業委員会定例総会を開会いたします。

出席の農業委員は8名中8名です。農地利用最適化推進委員の出席は11名です。定数に達しておりますので、定例総会は成立しております。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） それでは、議長より指名させていただきます。

3番、安田泰良委員、4番、廣野忠次委員にお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（許可）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、審査のうえ決定するものとする。

令和7年5月16日提出

川俣町農業委員会長 菅野儀政

2ページ目をお開きください。

農地法第3条の許可申請の許可に係るものは、所有権移転1件でございます。

農地法第3条第1項の許可申請

番号、許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由、申請当事者の経営面積、自小作別の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名職業

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○ ○○○○○○○○○○

譲受人 ○○○○○○○○

○○ ○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○

田 ○○㎡ほか○筆

計 ○筆 ○○㎡

許可を受けようとする理由

申請地は、譲渡人が県外在住で耕作が困難であるが、譲受人の借入地と隣接し、利便性と作業効率が良いため、譲り受けて規模拡大したい。

(所有権移転 ○○○○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²
譲受人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²

自小作別 自作地

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号1について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、13番、菅野幹雄委員、お願いいたします。

○13番（菅野幹雄君） 13番、菅野です。

この件につきましては、5月13日に現地のほうを確認いたしました。なお、両名の申請代理人の行政書士に内容については電話にて確認をいたしました。問題ありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第3、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） それでは、4ページをお開きください。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

農用地利用集積等促進計画（案）に対して、川俣町長より意見を求められたので、審査のうえ意見書を提出するものとする。

令和7年5月16日提出
川俣町農業委員長 菅野儀政

6 ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画（案）に係る案件は、農地中間管理事業による賃借権及び使用貸借権の設定で、一般地区新規 2 件、山木屋地区新規 1 件でございます。

利用権設定各筆明細、新規、農地中間管理事業分。内容につきましては 7 ページまで記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける農用地の合計を読み上げます。

田の計	○筆	○○○㎡
畑の計	○筆	○○○㎡
合 計	○筆	○○○㎡

続きまして、9 ページをお開きください。

令和 7 年度 6 月分川俣町山木屋地区新集積計画（案）。内容につきましては記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける農用地の合計を読み上げます。

田の計	○筆	○○○㎡
畑の計	○筆	○○○㎡
合 計	○筆	○○○㎡

なお、借受人が農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うこと、必要な農作業に従事することを確認してございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。一般地区番号 1、10 番、間律子委員、お願いいたします。

○10 番（間律子君） 10 番、間です。

本件につきましては、5 月 10 日、安田委員と現地を確認し、5 月 11 日に譲渡人と譲受人に電話にて申請内容を確認いたしました。譲渡人は、原発事故より放射能汚染など家族が不安、心配もあり稲作を休んでいたとのことで、それ以後は農地がいつでも耕作できるように除草などを行いきれいに管理していた、ぜひ利用できるのであれば使ってほしいとのことでした。また譲受人は、お借りして耕作の規模を拡大したいとのことでした。申請内容に相違なく問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（菅野儀政君） 次に、番号 2、19 番、高橋忠俊委員、お願いいたします。

○19 番（高橋忠俊君） 19 番、高橋です。

2 番から 4 番まで続けてやっていいですか。

○議長（菅野儀政君） はい。

○19 番（高橋忠俊君） それでは、農地番号 2 番から 4 番について説明を申し上げます。

ご覧のとおり農地中間管理事業分でございますけれども、この案件につきましては、5 月 10 日、会長と共に 3 人立会いの下、農地を確認し、間違いないことを確認しております。何ら問題ございませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅野儀政君）　ありがとうございます。

次に、山木屋地区番号１、１５番、大内勇人委員、お願いいたします。

○１５番（大内勇人君）　１５番、大内です。

出し人のところへは５月１２日に、本人は入院していますけれども、奥様に確認して、間違いはないという返答をもらいました。あと、受人のほうとはちょっと連絡が取れなくて、事務局のほうで１３日に確認して、何も問題ない、そのとおりだということであります。問題ないと思われますので、審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君）　ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君）　よろしいですか。それでは採決いたします。

一般地区番号１及び番号２並びに山木屋地区番号１を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君）　異議ありませんので、原案のとおり農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について「異議なし」と、貸付相手方に関する要件については「条件を満たしている」と、借受者を地域計画の担い手として明記することについて「可」と意見を付して、川俣町長に提出いたします。

以上をもちまして本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして第１６回定例総会を閉会いたします。

（午後１時４０分）

以上、事実と相違ないことを証するため署名する。

川俣町農業委員会

議 長 菅 野 儀 政

議事録署名人 安 田 泰 良

議事録署名人 廣 野 忠 次